

平成27年度 三宅村教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（平成26年度分）報告書

平成27年12月

三宅村教育委員会

第1 教育に関する事務の管理及び状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。また点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、三宅村教育委員会は、平成26年度の三宅村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い報告書を作成し、三宅村議会へ提出する。

第2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1. 点検及び評価の目的

- (1) 三宅村教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、村民への説明責任を果たし、村民に信頼される教育行政を推進する。

2. 点検及び評価の対象

「三宅村教育委員会の基本方針に基づく主要施策」を対象とする。

3. 点検及び評価実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策事業の進捗状況を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ①「点検・評価に関する有識者」は教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ②「点検・評価に関する有識者」は2名とし、任期は3年とする。

4. 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を三宅村議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 三宅村教育委員会の平成26年度活動の概要について

三宅村教育委員会は、三宅村長が三宅村議会の同意を得て任命した5人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。

教育委員の任期は4年である。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務を司っている。

教育委員会の会議は、月1回定例会を開催し必要に応じて臨時会等を開催している。

平成26年度は、定例会を12回、臨時会を1回、議案31件、報告事項36件、協議事項20件について審議等を行った。

また、各学校行事に出席するとともに、授業内容や児童・生徒の生活状況、学校設備の状況を把握するため学校視察を行った。

また、「ふるさと人材育成事業」では、長野県伊那市高遠町、群馬県利根郡みなかみ町に教育委員会からそれぞれ1名が随行した。

第4 三宅村教育委員会の基本方針及び平成26年度主要施策

1. 三宅村教育委員会の基本方針

[基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成]

新しい伝統・文化を創造していく三宅島にあって、すべての大人や子供たちが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

[基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長]

三宅島の特色ある伝統・文化と豊かな自然環境は、村民の貴重な財産であり、これを継承するとともに生活の中に生かして、島のさらなる発展をめざさなくてはならない。

また国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成することが求められる。

そこで、基礎的な学力の向上を図り、個性と創造力を伸ばす教育を重視して、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

[基本方針3 「総合的な教育力を生かした学校教育」と「生涯学習」の推進]

小学校・中学校が協力して教育活動を実施するとともに、家庭や地域と協働して、在籍する児童・生徒に対し卒業するまで責任をもって十分な教育を行う。

また、すべての村民が個人の生活を充実させ、教養を高め、社会に貢献できるようにするとともに、生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会が確保できるよう支援する。

[基本方針4 「村民の教育参加」と「学校経営の充実」の推進]

家庭・学校・地域の協働とすべての村民の教育参加を進め、村民の願いや三宅島の地域の特性を生かした教育行政を力強く展開する。

そのために、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、村民に信頼される魅力ある学校づくりをめざした学校経営への支援を図る。

(平成26年2月13日三宅村教育委員会決定)

2. 三宅村教育委員会の基本方針に基づく平成26年度主要施策

[基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成]

(1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。

①東京都人権施策推進指針に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育研究推進事業等を展開し、人権教育を効果的に進める。

また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

②相互に支え合う社会づくりをめざして、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

(2) 子供たちに、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心をはぐくむため、「法」に関する教育を推進するとともに、「道徳授業地区公開講座」の実施により学校と家庭や地域が連携するなど、道徳教育の一層の充実を図る。

また、「東京都教育の日」を中心にして、「心の東京革命」教育推進プランなど、東京都教育委員会の諸施策を積極的に活用し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの豊かな心の育成を推進する。

- (3) 児童・生徒の健全育成を推進するために、いじめ、暴力行為等に対して、学校・家庭・地域と関係機関が連携を図り、問題行動等の未然防止、早期解決を行う。
また、児童・生徒の規範意識や危機対応能力の向上を図るため、関係機関の協力を得ながら、「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」など、非行防止・犯罪防止教育を行う。
- (4) 子供の心の問題や不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの活用等関係機関との連携を密にしながら、学校における教育相談機能の充実を図る。
- (5) 様々な体験活動や探求活動の機会を設け、子供たちに感動を与えると同時に、視野を広げ、次代を担う夢と希望をもった人材を育成する。

[基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長]

- (1) 三宅村の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす特色ある教育方法や制度を導入・拡充する。
- ①異校種間の連携を重視した教育を推進する。
特に都立三宅高等学校と村立三宅中学校で連携型中高一貫教育を実施するとともに、保育園から小学校、中学校、高等学校までの一貫教育を推進し、教育課程の連携や人的交流等を組織的・計画的に行い、魅力ある学校づくりに努める。
また、保小中高一貫教育推進委員会を活用し、一貫教育における研究・開発を推進する。
- ②子供が自信をもち、自己のよさや可能性を見出し、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高めるため、自己実現を図る力をはぐくみ、生きる力を育成する特色ある教育内容や、小規模校の特性を生かした指導方法の工夫・改善を進める。
- ③学力調査を小学校及び中学校において実施し、その分析結果を元に授業改善を推進し、確かな学力の定着と伸長を図る。
- ④ICT機器を活用した教材や指導方法、学習方法を研究し、効果的な教材・手法を取り入れ学習意欲の向上と補充・発展学習の充実を図る。
- (2) 児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立って、各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年から反復学習を行い基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人一人の児童・生徒の学力や特性を把握し、個に応じた多様な教育活動を推進する。
- ①家庭と連携し児童・生徒の学習習慣や読書習慣を確立させ学習意欲の向上を図る。
- ②家庭と連携し発達段階に応じた家庭学習習慣の定着を支援する。

- (3) 児童・生徒の正しい勤労観・職業観をはぐくむため、社会見学や職場訪問、職業人に話を聞く会、職場体験等を積極的に支援し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむとともに、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育を推進し、キャリア教育の充実を図る。
- (4) 三宅島の歴史・文化・自然に触れる機会を充実させて、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ「郷土学習」を推進し、島のために貢献しようとする精神や島の発展のために進んで参加しようとする人材を育てていく。
- (5) 国際社会の中で活躍できる児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するため、小学校の外国語活動や中学校の外国語授業の充実を図る。
- (6) 生活を見直し環境に配慮した行動を実践することや三宅島の豊かな自然の中で体験活動をし、環境について考え環境保全や自然保護に取り組む環境教育を推進する。
- (7) 発達障害を含む障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくことができる力を培うため、小学校・中学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていく。

[基本方針3 「総合的な教育力を生かした学校教育」と「生涯学習」の推進]

- (1) 三宅島の学校教育施設・設備の整備を推進する。その上で火山災害・地震災害・台風等の自然災害に対応した安全対策により、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を整備する。
また、気象庁等の関係諸機関と連携し、三宅島の火山や自然に関する学習の充実を図る。
- (2) 子供が安全にくらすための取組を推進するため、学校の安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域などの関係諸機関と連携を図りながら安全教育を推進する。
- (3) 三宅島の将来を担う人材育成のための教育を村民の理解と協力の上で、推進する。
そのために、村立学校の果たす役割と教職員の職務について、三宅村民の理解が十分に得られるよう、学校の教育活動を広く村民へ公開する。
授業公開や学校だより及び学校ホームページ等で情報発信するなど開かれた学校づくりをさらに充実させ、村民からの信頼と期待に応えることのできる教育を推進する。

(4) 子供の健康や体力向上を図るため、健康や体力に関する意識を高め、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の健康・体力づくりを支援し、各学校の特色を生かした具体的な取組を推進する。

また、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しむとともに継続した活動を通して心身の調和的発達を遂げることができるよう小中合同運動会や部活動を充実させるとともに、東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を活用して体力の向上につなげるとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。

さらに村立学校は、体育施設を地域スポーツクラブ等に開放し、地域スポーツの振興を図る。

(5) 児童・生徒が望ましい食習慣を確立し、健康な食生活を送ることができるようにするため、村立学校における食育の一層の推進を図るとともに、学校給食における地産地消を推進する。

また、関係諸機関とも連携を図りながら、村民の食育に関する意識を高め、家庭や地域と協働した食育の推進を図る。

(6) 地域の伝統芸能を理解し、体験することを通して地域への愛着を深める活動を支援する。

(7) 郷土資料館や図書館等の社会教育施設を充実させ、学校に対する教育活動支援を図るとともに、村民の学習・交流の機会にかかわる情報サービスを随時提供し、家庭や村民の教育力の向上を図る。

(8) 三宅村の文化財の状況把握を常に行い、村民全体の貴重な財産として保全に努める。

[基本方針4 「村民の教育参加」と「学校経営の充実」の推進]

(1) 学校運営連絡協議会を充実させ、保護者等の意見・提言、評価結果を学校評価に積極的に反映させるなど、開かれた学校づくりを一層推進する。

(2) 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事や学校の組織的な課題対応力向上のための主幹教諭の配置により、学校の自主性、自律性の確立と校長のリーダーシップを発揮できるように支援する。

(3) 教員の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力を一層向上させるため、主幹教諭、主任教諭の職務と役割を明確にして、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質・能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力の向上を支援する。

(4) 教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織的貢献」の向上を図るため、東京都教育委員会の人事考課制度と研修制度を積極的かつ効果的に活用できるように支援する。

(5) 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、村立学校において年間授業計画の充実及び公表、週ごとの指導計画の作成及び点検の徹底、学校関係者による学校評価の実施及び公表、校内研修の充実等を支援する。

(6) 学校をはじめとする教育施設は村民の共有財産であるとの観点から、学校施設機能の開放や効果的な運営を図る。

(7) 村教育研究員制度を通して、教育研究活動の中核となる教員を養成し、その成果を広く授業実践に還元する。

(8) 校内研究の充実を図り、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を充実させる。

第5 三宅村教育委員会の基本方針に基づく平成26年度主要施策の点検及び評価について

[基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成]

<主要施策>

(1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。

①東京都人権施策推進指針に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育研究推進事業等を展開し、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

②相互に支え合う社会づくりをめざして、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

(2) 子供たちに、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心をはぐくむため、「法」に関する教育を推進するとともに、「道徳授業地区公開講座」の実施により学校と家庭や地域が連携するなど、道徳教育の一層の充実を図る。

また、「東京都教育の日」を中心にして、「心の東京革命」教育推進プランなど、東京都教育委員会の諸施策を積極的に活用し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの豊かな心の育成を推進する。

【施策の取組状況】

- ・教育活動におけるあらゆる場面、機会に生命の尊重と相手を思いやる心（認め合い、尊重し合う）の育成に努めた。
- ・道徳授業地区公開講座、人権教育推進協議会を開催した。
- ・規範意識の高揚、思いやりの心をはぐくむための学習活動を徹底した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も生命の尊重と相手を思いやる心の育成を図る。（人権教育の推進）
- ・学校・家庭・地域・関係諸機関の連携を密にする。
- ・人権課題の動向を的確に把握し、一層の充実を図り、偏見・差別を許さない態度を身に付けさせる。

<主要施策>

- (3) 児童・生徒の健全育成を推進するために、いじめ、暴力行為等に対して、学校・家庭・地域と関係機関が連携を図り、問題行動等の未然防止、早期解決を行う。
- また、児童・生徒の規範意識や危機対応能力の向上を図るため、関係機関の協力を得ながら、「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」など、非行防止・犯罪防止教育を行う。

【施策の取組状況】

- ・三宅島警察署と連携した「セーフティ教室」、島しょ保健所三宅出張所と連携した「薬物乱用防止教室」を実施した。
- ・社会教育における柔道、剣道をはじめ他のスポーツ教室への参加を奨励した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこうした教室の開催と社会体育への積極的参加を奨励し、健全育成に努める。

<主要施策>

- (4) 子供の心の問題や不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの活用等関係機関との連携を密にしながら、学校における教育相談機能の充実を図る。

【施策の取組状況】

- ・心の問題等、多様な問題に対する対応策として、小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置した。
- ・「いじめ」に関するアンケートを全児童・生徒に実施し、早期発見・早期解決に努めた。
- ・学校、家庭、地域、関係機関との連携強化や規範意識の高揚を図り児童生徒の健全育成に努めた。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も継続してスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの課題に対応していく。
- ・様々な背景や要因を追求し、個々の状況に応じた支援を充実する。

<主要施策>

(5) 様々な体験活動や探求活動の機会を設け、子供たちに感動を与えるとともに、視野を広げ、次代を担う夢と希望をもった人材を育成する。

【施策の取組状況】

- ・「ふるさと人材育成事業」を実施し、気候風土の異なる地（小学5年生は高遠町・中学2年生はみなかみ町）で、地元小中学生との交流や職業体験などを行った。また、船上レストランでのテーブルマナー等の体験学習も行った。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこの事業を継続していく。

[基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長]

<主要施策>

(1) 三宅村の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす特色ある教育方法や制度を導入・拡充する。

①異校種間の連携を重視した教育を推進する。特に都立三宅高等学校と村立三宅中学校で連携型中高一貫教育を実施するとともに、保育園から小学校、中学校、高等学校までの一貫教育を推進し、教育課程の連携や人的交流等を組織的・計画的に行い、魅力ある学校づくりに努める。また、保小中高一貫教育推進委員会を活用し、一貫教育における研究・開発を推進する。

②子供が自信をもち、自己のよさや可能性を見出し、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高めるため、自己実現を図る力をはぐくみ、生きる力を育成する特色ある教育内容や、小規模校の特性を生かした指導方法の工夫・改善を進める。

③学力調査を小学校及び中学校において実施し、その分析結果を元に授業改善を推進し、確かな学力の定着と伸長を図る。

④ICT機器を活用した教材や指導方法、学習方法を研究し、効果的な教材・手法を取り入れ学習意欲の向上と補充・発展学習の充実を図る。

【施策の取組状況】

- ・英語力、漢字力、計算力等の検定試験を実施した。
- ・小中合同運動会・合同音楽会を実施した。
- ・保・小・中・高一貫教育で校種に応じた「火山学習」を実践した。
- ・小規模校の利点を生かし、一斉指導の中で個に応じた指導方法の工夫・改善に努力

している。

- ・学力調査の結果を分析して、授業方法の改善や確かな学力の定着と伸長について検討委員会を開催して検討した。
- ・ICT機器を活用した学習を行い、学習意欲の向上と充実を図った。

【今後の取組の方向性】

- ・保小中高一貫教育の推進を図る。
- ・各種検定試験などあらゆる事に意欲的に挑戦させていく。
- ・引き続き学力調査を実施して、その結果分析を行い課題・取り組みを検討する。
- ・ICT機器を活用した学習方法の研究と効果的な教材の導入を行う。

＜主要施策＞

(2) 児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立って、各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年から反復学習を行い基礎的

- ・基本的な内容の確実な定着を図り、一人一人の児童・生徒の学力や特性を把握し、個に応じた多様な教育活動を推進する。
- ①家庭と連携し、児童・生徒の学習習慣や読書習慣を確立させ学習意欲の向上を図る。
- ②家庭と連携し発達段階に応じた家庭学習習慣の定着を支援する。

【施策の取組状況】

- ・基礎・基本の定着のため「くりかえし学習」を徹底させるとともに、個に応じた指導、習熟度別学習指導等、指導方法の工夫、改善に努めた。

【今後の取組の方向性】

- ・家庭との連携を密にし、児童・生徒の学習習慣の確立を図る。
- ・「授業改善プラン」を活用した授業改善を更に推進し、児童生徒の学力向上につなげる。

＜主要施策＞

(3) 児童・生徒の正しい勤労観・職業観をはぐくむため、社会見学や職場訪問、職業人に話を聞く会、職場体験等を積極的に支援し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむとともに、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育を推進し、キャリア教育の充実を図る。

【施策の取組状況】

- ・人材育成事業において島外で職場体験等を実施した。
- ・島内の団体・企業等での職場体験、海浜清掃等ボランティア活動を行った。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこうした活動の継続を奨励する。

<主要施策>

(4) 三宅島の歴史・文化・自然に触れる機会を充実させて、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ「郷土学習」を推進し、島のために貢献しようとする精神や島の発展のために進んで参加しようとする人材を育てていく。

【施策の取組状況】

- ・郷土資料館を活用し「郷土学習」を推進し、発表会等を実施した。
- ・郷土芸能の継承活動を奨励し、小中学校とも、文化祭・学習発表会等で郷土芸能学習の成果を発表した。

【今後の取組の方向性】

- ・郷土資料館の活用の奨励、島の歴史、文化に関わる学習機会を充実させていく。
- ・総合的な学習の時間を活用した郷土学習の実践の奨励。

<主要施策>

(5) 国際社会の中で活躍できる児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するため、小学校の外国語活動や中学校の外国語授業の充実を図る。

【施策の取組状況】

- ・外国語活動では授業充実のため、外国語指導助手を配置し実施した。
- ・英語授業の拡充のため外国語指導助手を配置した。
- ・島外へ出た時（特に修学旅行時）、出来るだけ外国人との会話を奨励した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も外国語指導助手等を配置していく。

<主要施策>

(6) 生活を見直し環境に配慮した行動を実践することや三宅島の豊かな自然の中で体験活動をし、環境について考え、環境保全や自然保護に取り組む環境教育を推進する。

【施策の取組状況】

- ・キャンプ、海浜教室を実施し火山学習・自然観察等を実施した。
- ・緑化プロジェクト（植林）等へは、積極的に参加するよう奨励した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこうした活動を継続していく。
- ・積極的に保・小・中・高一貫教育へ取り入れる。
- ・放射線に対する理解と関心を高める教育を推進する。

<主要施策>

(7) 発達障害を含む障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくことができる力を培うため、小学校・中学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていく。

【施策の取組状況】

- ・小学校に特別支援学級の固定学級を設置した。

また、村費で小学校に特別支援教育指導員を配置し、支援を必要とする児童への支援体制を固め、効果を上げた。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこの制度を継続する。
- ・対象児童・生徒の増加が見込まれるので、更に充実を図る。
- ・必要に応じて特別支援学級の固定学級の新設及び通級学級の休級・復級等の手続きを行う。

[基本方針3 「総合的な教育力を生かした学校教育」と「生涯学習」の推進]

<主要施策>

- (1) 三宅島の学校教育施設・設備の整備を推進する。その上で火山災害・地震災害・台風等の自然災害に対応した安全対策により、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を整備する。また、気象庁等の関係諸機関と連携し、三宅島の火山や自然に関する学習の充実を図る。
- (2) 子供が安全にくらすための取組を推進するため、学校の安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域などの関係諸機関と連携を図りながら安全教育を推進する。

【施策の取組状況】

- ・健康、安全を第一とした教育環境の整備を促進するため、①火山ガス対策、②スクールバス（登下校時の見守り）、③子供駆け込み110番の家、④交通安全対策、⑤避難訓練を実施し（月1回）、学校・家庭・地域・関係機関との連携を図った。
- ・小中とも脱硫装置の点検補修を行った。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も教育施設・設備の充実を図る。
- ・今後も学校・家庭・地域・関係機関と連携を図り、且つ情報を収集し安全教育を推進して行く。

<主要施策>

(3) 三宅島の将来を担う人材育成のための教育を、村民の理解と協力の上で推進する。そのために、村立学校の果たす役割と教職員の職務について、三宅村民の理解が十分に得られるよう、学校の教育活動を広く村民へ公開する。授業公開や学校だより及び学校ホームページ等で情報発信するなど、開かれた学校づくりをさらに充実させ、村民からの信頼と期待に応えることのできる教育を推進する。

(4) 子供の健康や体力向上を図るため、健康や体力に関する意識を高め、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の健康・体力づくりを支援し、各学校の特色を生かした具体的な取組を推進する。

また、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しむとともに継続した活動を通して心身の調和的発達を遂げることができるよう小中合同運動会や部活動を充実させるとともに、東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を活用して体力の向上につなげるとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。

さらに村立学校は、体育施設を地域スポーツクラブ等に開放し、地域スポーツの振興を図る。

【施策の取組状況】

- ・学校公開、道徳授業地区公開講座の実施やホームページ等の活用により広報活動に努めた。
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施し、児童の安全対策に努めた。
- ・社会体育団体と連携し児童生徒の体力づくり・余暇の善用・大会参加への支援をした。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も関係機関と連携して必要な支援を進めて行く。

<主要施策>

(5) 児童・生徒が望ましい食習慣を確立し、健康な食生活を送ることができるようになるため、村立学校における食育の一層の推進を図るとともに、学校給食における地産地消を推進する。

また、関係諸機関とも連携を図りながら、村民の食育に関する意識を高め、家庭や地域と協働した食育の推進を図る。

【施策の取組状況】

- ・食育推進委員会を開催し、地産地消の推進や食の安全性の向上に努めた。
- ・食育推進委員会の協議内容等を発表し、食育に関する意識を高めた。

【今後の取組の方向性】

- ・学校給食を中心に児童・生徒の食育を推進する。
- ・学校給食に地元で収穫された食材を積極的に使用していく。

<主要施策>

- (6) 地域の伝統芸能を理解し、体験することを通して地域への愛着を深める活動を支援する。
- (7) 郷土資料館や図書館等の社会教育施設を充実させ、学校に対する教育活動支援を図るとともに、村民の学習・交流の機会にかかわる情報サービスを随時提供し、家庭や村民の教育力の向上を図る。
- (8) 三宅村の文化財の状況把握を常に行い、村民全体の貴重な財産として保全に努める。

【施策の取組状況】

- ・郷土資料館に収蔵されている古文書の修復等を行った。
- ・蔵書を購入しその充実を図るとともに広報での周知を図った。
- ・「坪田観音」（坪田地区）「さかえばし」（伊ヶ谷地区）2件の文化財指定を行った。
- ・文化財ウィークなどの機会を活用して島内の文化財のPRに努めた。
- ・学校体育館で太鼓の練習、また伝統芸能を学習発表会で実演した。

【今後の取組の方向性】

- ・社会教育施設の充実、文化財の発掘・保全に努めていく。
- ・自治会、芸能保存会などの活動の場としての利用促進を図る。
- ・民具等については、住民に呼びかけ、散逸を防ぎその収集に努める。
- ・図書館の書棚の配置換えを行い、来館者の利便性向上に努める。
- ・今後も学習発表会で、地域の伝統芸能披露が期待できる。

【基本方針4 「村民の教育参加」と「学校経営の充実」の推進】

<主要施策>

- (1) 学校運営連絡協議会を充実させ、保護者等の意見・提言、評価結果を学校評価に積極的に反映させるなど、開かれた学校づくりを一層推進する。

【施策の取組状況】

- ・地域に根ざし開かれた学校の推進を図るため、小中学校に学校運営連絡協議会を設置し、年3回開催した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もあらゆる機会と場を捉え地域との連携を推進していく。

<主要施策>

- (2) 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事や学校の組織的な課題対応力向上のための主幹教諭の配置により、学校の自主性、自律性の確立と校長のリーダーシップを発揮できるように支援する。

【施策の取組状況】

- ・校長のリーダーシップの下、主幹・主任を中心に学校として、組織的に課題解決に取り組んだ。

【今後の取組の方向性】

- ・組織的に機能させるため、主幹・主任の指導力を強める。

<主要施策>

- (3) 教員の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力を一層向上させるため、主幹教諭、主任教諭の職務と役割を明確にして、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質・能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力の向上を支援する。
- (4) 教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織的貢献」の向上を図るため、東京都教育委員会の人事考課制度と研修制度を積極的かつ効果的に活用できるように支援する。
- (5) 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、村立学校において年間授業計画の充実及び公表、週ごとの指導計画の作成及び点検の徹底、学校関係者による学校評価の実施及び公表、校内研修の充実等を支援する。

【施策の取組状況】

- ・教員の資質・指導力の向上を図るため、校内研修や年次研修等実施した。
また、研修センター（都教委）主催の研修会や発表会への参加を奨励した。
- ・三宅村教員研究員制度の実施により教員の資質・能力の向上に努めた。
- ・部活動等における安全管理及び適切な指導の徹底に努めた。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も研修等を実施する。
- ・研究・研修の成果を発表する場を設け、研究・研修意欲への起爆剤とする。

<主要施策>

- (6) 学校をはじめとする教育施設は村民の共有財産であるとの観点から、学校施設機能の開放や効果的な運営を図る。

【施策の取組状況】

- ・各種行事や社会体育の場として、コミュニティセンター、資料館ホール、三宅村阿古体育館等を活用した。
- ・社会スポーツの場として、小学校・中学校の体育館グラウンドを開放した。

【今後の取組の方向】

- ・今後も施設の有効活用を進める。

<主要施策>

- (7) 村教育研究員制度を通して、教育研究活動の中核となる教員を養成し、その成果を広く授業実践に還元する。
- (8) 校内研究の充実を図り、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を充実させる。

【施策の取組状況】

- ・三宅村教員研究員制度の実施により教員の資質・能力の向上に努めた。

【今後の取組の方向】

- ・今後も三宅村教育研究員制度を実施し、研究の成果を活用し学習の充実を図る。

第6 点検・評価に関する有識者からの意見について

廣瀬 芳 (元 世田谷区立駒沢中学校 校長)

帰島、学校再開から10年

私は、10年前避難解除にともなって帰島し、学校を再開させることにたずさわった者です。先日、久しぶりに三宅小学校と三宅中学校の授業を見せていただきました。小学生にも中学生にも、とても上品であるという印象をいただきました。また、穏やかで柔らかな雰囲気の中で授業に取り組んでいましたし、言葉遣いや態度も小学生、中学生として適切な感じを受けました。「品の良さ」というものは、人格の要素の中でとても大切なものだと考えます。大人の「品」は、その人の歩んできた人生の結果、本人の努力の反映です。それに対して、子どもの上品さは、本人のせいというより、いかに十分な愛情に包まれ大切に育てられたかの結果だといえます。帰島して10年、三宅島の子どもたちを育ててきた家庭、学校、地域の皆さんが、いかに大切に子どもたちを見守り愛情を注いできたかに感じ入りました。同時に、この10年間の三宅村教育委員会の諸施策の賜ともいえるのではないかと考えます。

もう一つ、印象的だったのは、教室に電子黒板が設置されていたことです。また、タブレット端末の収納箱が教室や廊下に置いてあり、授業中には児童・生徒が自然に机の中からタブレット端末を取り出して使っていました。特に印象的だったのは、児童・生徒の取り出したタブレット端末が汚れていたことです。ちょうど使い込まれた辞書のように。日頃から十分活用されていることが想像できました。電子黒板も先生方は使い慣れた様子で自然に活用していました。自分のタブレット端末をさっとなつないで内容提示していました。一連のICT機器の授業での活用を見て、教育委員会の「基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長」中の(2)「個に応じた学力向上」に大きな寄与をしていると感じました。

ところで、ICT担当の先生にうかがったところ、機器の設置や運用は専門業者とともに教育委員会の担当者と、小中学校の教員が行ったとのことでした。10年前は、ノートパソコンの本体は購入できたものの、中学校では予算の関係で無線LANをはじめ、ネットワーク設定は外注できず教育委員会と学校の担当者で行いました。それでも、概ねうまくでき、校内のどこからでもインターネットに接続できるようにはなりました。ところが、問題が生じました。不適切なサイトに接続できなくするフィルターの設定ができなかったのです。専門業者なら簡単にできることですが、素人には技術不足でした。しかも、端末一台あたり月いくらというお金が必要になります。しかたなく、生徒を信頼してフィルターなしで使用を続けました。

10年が経ち、素晴らしい機器を導入して大いに活用している現在も、セキュリティ面での課題があるとのことでした。日頃から情報リテラシーを学んでいる子どもたちですから大丈夫だとは思いますが、課題は残ります。年に何回か、専門業者がきて技術的問題を解決してくれる体制づくりや、安全管理に必要な経費を予算化する必要があります。また、一旦導入したICT機器の活用には、計画的なハードウェアの更新並びに新しいソフトウェアの導入費用と体制を用意することが不可欠だと考えます。せっかく、素晴らしい教育環境が整備されたのですから教育委員会におかれましては一層の努力を期待するものです。

世代間交流から考える

ゲートボールは、「クロッカー」をヒントに戦後の混乱期で満足な遊び道具のない子供達が手軽にできるスポーツとして日本で考案されたものです。手軽で体力的な負担の少ないという特性から、高齢者に適したスポーツとして脚光を浴びることになりました。1964年東京オリンピックの後、文部省（現在の文部科学省）により「国民的スポーツ」が提唱されたことで若年層から高齢者まで、年齢性別を問わず、いつまでも、どこでも、誰とでも、気軽に楽しめるスポーツとして全国各地で普及されるようになりました。しかし、この頃の若者も今では高齢化し、また、「ゲートボール＝お年より」というイメージが根強く、全国的な傾向として愛好者が増えないのが現状です。三宅島も例外ではなく、以前は、会員も多く4地区にそれぞれゲートボールのグループが作られていましたが、現在では全島で30名足らずと先細りとなっています。

日本ゲートボール連合では底辺層を広げるため、小・中・高校生のジュニア大会などを行い、その普及に努めているところです。三宅島では少子高齢化が進み、子供達は少ない人数で、すでに剣道、柔道、サッカーなどに勤しんでおりゲートボールを普及していくことは難しい状況です。しかし、老若男女が簡単に親しめるゲートボールには、生涯スポーツとして可能性がまだ多く残されています。2020年の東京オリンピックに向けて三宅島でもゲートボールだけではなく様々な競技が生涯スポーツとして充実していくことを期待しています。

平成26年度は、約40年ぶりに「坪田観音」（坪田地区）と「さかえばし」（伊ヶ谷地区）が三宅村の文化財として指定されました。過去を振り返り、ふるさと三宅島の「良きもの」を継承する作業を丁寧に進めていくことが必ず、未来を切り拓くための挑戦に繋がっていくと思います。

学校教育、社会教育それぞれの分野で学校・家庭・地域の連携がさらに進んだと感じますが、世代を越えた連携が課題となっていると思います。学校においては地域理解教育の中で世代間交流が進められています。郷土芸能をはじめとして年中行事の中で饗される郷土料理なども食育のひとつとして次の世代へ「継承」していきたいものです。また、ICT教育の中で導入されたタブレット端末を介して若い世代が高齢者に様々な情報を提供する場面も生まれ、それにより高齢者が新しいものに「挑戦」するきっかけにもなります。文化的な活動でも、三宅島寄席や古文書講座の開催、また、アカペラグループによるコンサートなど「継承」と「挑戦」がみられました。様々な「継承」と「挑戦」が世代間の交流によって島民全体に、広がっていくことを願っています。

今後も、「世代間交流」の視点をもって学校教育と社会教育の充実を更に進めていく必要があると考えます。